

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
市民協働・協創	①市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて協働し、まちづくりが進んでいる。	高齢化の進行等の社会環境の変化により市民・地域のニーズも多様化する中、行政だけでなく様々な分野において市民との協働による取組を推進していくことが求められています。 このことから、行政がすべての公共を担うという意識を変え、市民・事業者と目的を共有し、互いに役割を認識しながらまちづくりを進めていく必要があります。そのためには様々な媒体を活用した情報発信・提供・共有により市民の市政への参画機会の拡大、協働・協創への理解を促進していく必要があります。	① 1 自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりの実現に向け、参画と協働による取組を推進します。(市民活動推進課) ① 2 参画と協働に関する職員への意識高揚を図ります。(市民活動推進課) ① 3 審議会委員等を公募する仕組みを運用することにより、市政への市民参画の機会を創出します。(総務課) ① 4 参画と協働のまちづくりの前提として、市民の活動や市政についての積極的な情報共有を行います。(広報広聴課・いまの魅力創造課) ① 5 市民等の協働による事業を支援するとともに、公共・公益イベントについての情報発信を行います。(市民活動推進課)
地域活動	②地域に住む人々が、まちづくりの主役・コミュニティの担い手として、協力し合いながらまちづくりが進んでいる。	地域における人間関係の希薄化や価値観の多様化等により自治会加入率が微減傾向にあり、地域力の低下が懸念される中、地域での支え合いがより必要な状況となっています。 そのような状況下で、市民自治協議会の設立に向けた動きが複数の小学校区で進みつつあり、各地域で地域課題の解決に向けた様々な活動が芽生えてきています。 このことから、市民自治協議会の意義や必要性についての周知等、市民自治協議会の設立に向けた継続的な支援とともに、地域の多様な課題やニーズに対応するため、コミュニティに根ざした市民の参画促進や地域の人材発掘、また、地縁を超えた NPO ^{※1} との連携等を進めていく必要があります。	② 1 広報紙等による啓発や自治連合会と協力し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課) ② 2 地域コミュニティの中核である自治会の活動を支援します。(市民活動推進課) ② 3 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対して支援します。(市民活動推進課) ② 4 これからの地域のあり方を考える機会の提供をはじめ、多様な主体が地域の課題解決のために取り組む市民自治協議会の立ち上げや活動を支援し、地域コミュニティを強化します。(市民活動推進課)
市民活動	③様々な分野における NPO の活動が展開され、地域との連携によるまちづくりが進んでいる。	ライフスタイルや価値観、住民ニーズの多様化に伴い、NPO による社会貢献活動のテーマも多様化しています。NPO 活動は増加傾向にありますが、地域課題の解決に繋がる活動の展開や組織の資金調達面の課題もあります。 今後は、地域課題の解決とともに、ありたい地域の姿をイメージしたまちづくりに繋がる活動を自治会や市民自治協議会等、地域と連携して進めていく必要があり、地域づくりを担う存在として期待されています。	③ 1 NPO 活動を支援します。(市民活動推進センター) ③ 2 コーディネート機能を充実します。(市民活動推進センター) ③ 3 市民活動を活発にするための各種講座等を実施します。(市民活動推進センター)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
市民協働・協創	① まちづくりに関心を持ち、地域活動や市民活動の理解を深め、まちづくりの主体として活動する。	① 地域課題の解決に向けて、市民または地域と一緒に取り組めることを考え、活動する。
地域活動	② 地域内の人間関係を深めるとともに、自治会活動など地域のコミュニティ活動に積極的に参加、協力する。	② 地域の一員としての意識を持ち、コミュニティ活動へ積極的に参加、協力する。
市民活動	③ 社会貢献活動に興味を持ち、市民活動を活発にするための講座等に参加する。また、NPO が主催する事業等に参加・協力する。	③ 積極的に NPO や行政と連携し、自らの専門的な知識や強み、経験を活かしてまちづくりに貢献する。また、従業員の社会貢献活動への参加を支援する。

※1 NPO:「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題(テーマ)に市民が主体的に取り組む組織。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
生涯学習	①生涯学習を通じて、生きがいや楽しみを感じ、その成果が地域社会やまちづくりに還元されている。	生涯学習に関して意欲の高い市民は多く、生涯学習施設に対する満足度も比較的高い状況です。生涯学習への参加をさらに進めるとともに、生涯学習の場で学んだことを地域で活かす仕組みづくりとその活動の基盤となる生涯学習施設の意義は高まっています。 そこで、市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、生涯学習の成果を積極的に社会貢献やまちづくりに活かす仕組みづくりや、生涯学習の基盤となる生涯学習施設が利用者にとって快適・魅力的な施設であり続けるような管理や運営が必要です。	① 市民の自発的なグループ等の学習活動を支援するとともに、生涯学習の成果を還元する機会を提供します。(生涯学習課) ② 地域に眠る様々な特技や専門知識・技術を持った市民を発掘し、まちづくりに参加できる機会を提供します。(生涯学習課) ③ 生涯学習施設が利用者にとって快適で魅力的な施設であり続けるために、施設の管理や運営を指定管理者と連携して行います。(生涯学習課) ④ 生涯学習施設指定管理者と連携し、市民が多様な学習機会を得られるよう、各種事業を充実します。(生涯学習課) ⑤ 寿大学を充実させ、高齢者の学習意欲を引き出し、まちづくりに貢献できるような人材の発掘、育成をします。(生涯学習課)
図書館	②図書館が人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となっている。	図書館は、資料や情報を提供する機能に加えて、子ども向け各種事業やピリオパトル全国大会等関連事業、市民グループとの協創事業の開催等、本を通じたコミュニティづくりを実施しています。 これらの取組の拡充のほか、高齢者が豊かなセカンドステージを過ごすためのサービスの充実、マンパワーを活かす仕組みづくり、市民一人ひとりがだれでも本と身近に親しめる新たな取組が求められています。	② 1 市民一人ひとりがだれでも身近に本と親しめる場を創出します。(図書館) ② 2 多様な図書館サービスを提供するために、官民の諸事業との連携、情報提供に加え、ボランティアの育成と協働を推進します。(図書館) ② 3 市民団体と協働して子どもの読書活動を推進します。(図書館)
スポーツ	③スポーツを通して、健康を維持し、生きがいを実感できる環境と機会を充実させることにより、元気で笑顔あふれるまちとなっている。	本市では、だれもが個々のライフスタイル・ライフステージに応じて身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくりを進めていますが、20～30歳代では、仕事や育児などで運動をする時間があまり確保できていない現状があります。 また、地域スポーツの中心的存在として活躍が期待されている総合型地域スポーツクラブ ^{※1} は、地域住民の認知度や理解度が低く、クラブの会員数が伸び悩んでいます。 今後は、さらに総合型地域スポーツクラブの発展を支援するとともに、体育施設指定管理者や生駒市体育協会、地域のスポーツ団体等と連携・協力して、個々の体力や年齢等にかかわらず、市民一人ひとりが興味や目的に応じて、地域スポーツ、生涯スポーツに親しめる環境をつくる必要があります。	③ 1 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動を行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成します。(スポーツ振興課) ③ 2 障がい者のスポーツ活動状況を把握し、障がいの種類や程度に応じた事業を企画・運営します。(スポーツ振興課) ③ 3 スポーツに憧れや夢を抱くとともに、スポーツを身近に感じることができるようトップアスリート等を招き、ふれあうことができる機会をつくれます。(スポーツ振興課) ③ 4 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行えるような環境づくりを行います。(スポーツ振興課) ③ 5 個人の年齢・性別・体力に応じた運動を行うことができるスポーツ教室やスポーツイベント等の様々な機会を提供します。(スポーツ振興課) ③ 6 体育施設指定管理者が実施する事業を支援することで、公共施設を活用したスポーツ活動を推進します。(スポーツ振興課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
生涯学習	① 生涯学習施設を活用するとともに、施設の快適性や魅力向上につながる意見や提案を行う。	① 行政、生涯学習関連団体等と連携して、市民の生涯学習の場で専門的な知識や技術を提供する。
図書館	② 本に親しむとともに、人と本、人と人をつなぐボランティア活動を積極的にに行い、本を通じたコミュニティづくりを主体的に運営する。	② 本だけでは得られない知識や技術を発信するとともに、図書館や関連団体等と協力して、本や体験学習等を通じた学びや交流の場を運営する。
スポーツ	③ それぞれのライフスタイルやライフステージに応じたスポーツニーズをアンケート調査等で、行政に対し伝える。 ③ スポーツサークルへの積極的な参加や定期的な運動の機会をつくる。	③ 従業員のスポーツ活動を支援する。 ③ 各種スポーツ事業へ参加・参画する。

※1 総合型地域スポーツクラブ：地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
歴史・伝統文化	① 多様な施設が拠点となり、幅広い世代の市民が生駒の歴史文化に興味を持ち、住んでいる地域に愛着を持つ市民が増えている。	本市では、各地域に豊かな歴史と伝統文化資源が存在していることから、様々な施設等が拠点となり、これらの地域資源を活用した取組や保存・継承等を行っていく必要があります。 主に拠点となる生駒ふるさとミュージアムでは年間来館者数や歴史文化系講座の聴講者数は伸びており、シニア世代を中心に一定の歴史・伝統文化のファンを獲得していますが、働く世代・若年層にとっては、生駒の歴史・伝統文化への関心度は低い傾向にあります。 今後は働く世代・若年層を含め、より幅広い世代の市民が自分の住んでいる地域の歴史・伝統文化に関心を持ち、郷土愛を育むように取り組む必要があります。	① 1 市内にある有形・無形の文化財・伝統芸能の保存と活用を進めます。(生涯学習課) ① 2 歴史文化活動支援、ボランティアの育成等、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課) ① 3 生駒ふるさとミュージアムを拠点とし、指定管理者と連携して、世代を超えて市民が地域の歴史、伝統文化について、興味や親しみを持てる機会を提供します。(生涯学習課) ① 4 生駒の歴史・伝統文化に関し、生駒ふるさとミュージアムホームページやデジタルミュージアム、出版物等で情報発信を行います。(生涯学習課) ① 5 生駒の伝統文化である茶釜や茶道に親しむ機会の拡充を図ります。(生涯学習課)
文化振興・文化活動	② 文化芸術事業を積極的に鑑賞し、文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。	生涯学習施設で行う文化芸術事業については、各種団体・事業者と連携し、多彩で質の高い、鑑賞型、参加型、展示型等の事業を展開し、利用者の立場に立った運営で利用者満足度を向上させてきました。 生涯学習施設で行う文化芸術事業については、さらなる利用者満足度の向上と市民文化活動の活性化を図る必要があります。	② 1 指定管理者と連携して、市民が文化芸術事業の鑑賞及び活動の参加を促す機会を充実します。(生涯学習課) ② 2 市民、NPO ^{※1} 等と行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
歴史・伝統文化	① 生駒ふるさとミュージアムの企画展示やイベントに、積極的に参加し、自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化に興味をもち、次世代の担い手となる。	① 生駒の歴史、文化、資源を活用した事業を開催する。 ① 様々な歴史、伝統文化事業を通じて、新たなボランティア等の人材や文化の担い手を発掘、育成する。
文化振興・文化活動	② 文化や芸術に関心を持ち、様々なイベント・講座に積極的に参加する。	② 文化、芸術に親しみ、触れ合う機会を提供する。

※1 NPO:小分野 3-2-1 参照

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
住環境	① 成熟した住環境とゆとりある空間を生かした、多様な住まい方・地域での暮らし方が増えている。	<p>本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景として、大規模な宅地開発に伴い、人口を増やし、発展してきました。</p> <p>しかしながら、本市における高齢化率の伸びは著しく、平成 27(2015)年の国勢調査によるとひとり暮らし高齢者は 4,380 世帯（平成 12(2000)年比約 2.6 倍）、高齢者のみの世帯は 6,286 世帯（平成 12(2000)年比約 2.0 倍）となっており、今後、空き家数の増加、ニュータウンのオールドタウン化、地域コミュニティの低下が懸念されます。</p> <p>また、平成 28(2016)年度の空き家等実態調査によると、空き家所有者（アンケートで誰も住んでいないと回答）698 名の約 8 割が修繕すれば住める状態にある、同 698 名の約 4 割が売却または賃貸したいと回答しているにもかかわらず、その半数以上が買い手・借り手が見つからないと回答しており、人的・物理的要因等から、空き家を含めた中古住宅の流通の難しさがうかがえます。</p> <p>さらに、本市では地区計画制度等を利用し、地域特性をふまえた良好な住環境が維持されてきましたが、今後、時代のニーズに合わせて、住民合意のもと見直すことも考えられます。また、同時期に一斉入居した住宅地では、住まいもライフスタイルも均質化し、時代に応じて変化する柔軟性を保てなくなるおそれがあります。</p> <p>現在、平成 30(2018)年に設立した「いこま空き家流通促進プラットフォーム」において、本市と不動産関連事業者が連携して、個別の物件に応じた流通支援策を検討・実施しています。今後は、地域特性をふまえた空き家の予防・活用、中古住宅の流通の促進に加えて、多様な住まい方・地域での暮らし方を受け入れる基盤・風土づくりにも、取り組んでいく必要があります。</p>	<p>① 1 空き家等の市場への流通促進を図るため、いこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援を行います。（住宅政策室）</p> <p>① 2 物件所有者の身体状況に合わせた住環境の整備や、空き家の発生予防と空き家になった後に取り組む維持管理について、必要な知識の普及啓発を行います。（住宅政策室、介護保険課、地域包括ケア推進課）</p> <p>① 3 空き家の地域活用を目的として、統合型 GIS を活用した、空き家所有者と事業者等とのマッチングを行い、広報・イベント等を通じて活用事例を発信します。（住宅政策室）</p> <p>① 4 地域住民等と連携し、新たな空き家等の発生・解消の実態把握を図ります。（住宅政策室）</p> <p>① 5 中古住宅の質を向上させるリノベーション^{※1}推進のため、事業者等と連携して、リノベーション事例の収集と広報・イベント等を通じての情報発信を行います。（住宅政策室）</p> <p>① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室・都市計画課）</p> <p>① 7 立地上流通困難な物件への対応措置について検討します。（住宅政策室）</p> <p>① 8 事業者と一体となって、近居・住み替えニーズの掘り起こしと魅力的な賃貸住宅等の供給策を検討するとともに、空き家対策の一環として、住宅需給バランス、周辺環境への負荷に配慮した、本市にふさわしい新築・土地利用のあり方を考えます。（住宅政策室・都市計画課）</p>
住宅性能	② いつまでも安心・快適に暮らせる住まいの普及が進んでいる。	<p>大規模地震の発生に備えて、新元号 2(2020)年度末までに市内住宅の耐震化率を 95%（現状 86.7%）とする目標を掲げ、平成 18(2006)年度より住宅耐震改修補助事業を開始しましたが、未だ耐震基準を満足しない住宅が数多く存在しているため、今後、さらなる耐震化の促進が必要です。</p> <p>また、長期にわたり安心して、快適に暮らせる住環境を実現するためには、長期優良住宅認定制度等、住宅の質の向上を推進するなど、さらに多くの良質な住宅の普及促進が必要です。</p>	<p>② 1 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物の耐震化を推進します。（建築課）</p> <p>② 2 省エネルギー改修工事の効果や補助制度について市民にわかりやすく情報発信します。（建築課）</p> <p>② 3 長期優良住宅認定制度等についてリーフレットやホームページで市民や事業者に広く周知します。（建築課）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
住環境	<p>① 多様な住まい方・暮らし方への理解を深め、地域の魅力を維持・創出するために自分に何ができるかを考え、行動に移す。</p> <p>① 空き家所有者は、空き家問題を自分事として考える。</p>	<p>① 市場性と地域の未来をセットで考え、事業を通じて地域の持続的発展に貢献する。</p> <p>① 立地特性と既存ストックを生かした、魅力的な住まい方・空き家活用等の事例を、積極的に発信する。</p>
住宅性能	<p>② 自宅を適正に維持管理し、安全で良質な既存住宅を資産として次世代に継承していく。</p>	<p>② 良質な住宅とするための手法を住宅所有者へ積極的に提案する。</p>

※1 リノベーション：古い建物の良さを活かしながら、機能・性能等の改修により新たな価値を生み出し、現代のライフスタイルに合った住まいによりがえらせること。原状回復のための修繕や不具合箇所の部分的な対処にとどまるリフォームと区分することが多い。

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
土地利用	①適切な土地利用により、良好な都市環境と豊かな自然が調和したまちづくりが進んでいる。	人口増加、都市化の進展を背景としたまちづくりの時代から、少子高齢化・地球環境問題の深刻化等、都市計画を取巻く状況の変化に対応するため、持続可能な都市経営の実現に向け取り組んできました。今後は、社会経済情勢の変化や地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりが必要です。 また、人口密度の低下や空き家の増加による都市のスポンジ化の進行が危惧されるなか、これまで合理的な土地利用によるまちづくりを推進してきましたが、今後は、商業・産業機能の集積・誘導の他、地域の状況に応じた適切な土地利用が必要です。 さらには、市街化区域内の農地は、これまで宅地化すべきものとして位置付けられていましたが、貴重な都市空間として保全の重要性が高まっています。生駒の最大の魅力である豊かな自然、田園環境の減少に対する一層の取組が必要となります。	① 時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを一層進めるため、交通政策の他各分野と連携のとれた柔軟で合理的な土地利用を推進します。(都市計画課) ② 将来人口推計値やオープンデータ ^{※1} を活用し、将来の人口構成に適應する細やかな都市(地域)構造について分析・検討を進めます。(都市計画課) ③ 商業・産業集積による持続的で活力ある都市の形成のため適切な土地利用の誘導を図ります。(都市計画課) ④ 特定生産緑地制度 ^{※2} を推進し、都市農地の保全を進め、都市と緑・農の共生したまちづくりを推進します。(都市計画課) ⑤ 生駒市景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり公園課)
拠点形成・地域形成	②生駒の特性や資源を活かした魅力あふれる拠点・地域形成が進んでいる。	人口の低密度化等により、生活サービス機能等の提供が困難になると予測されることから、都市拠点や地域拠点を中心とした魅力あふれる都市づくりを一層進めていく必要があります。その中で、豊かな自然、良質な住環境、産業等、それぞれの地域のポテンシャルが十分に発揮され、融合をしていることが重要となります。 また、人口減少と少子高齢化の進行等による社会構造の変化や、市民ニーズの多様化により顕在化する地域課題等への対応に向け、市民の多様なライフスタイルや価値観に順応できる拠点形成を推進することが必要です。	② 1 にぎわいと魅力ある都市拠点(生駒駅・東生駒駅周辺地域)及び地域拠点(学研北生駒駅周辺地域、南生駒駅周辺地域)の形成を図り、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。特に、学研北生駒駅周辺については、まちづくり構想の実現にむけ、地権者、事業者、自治会等の関係者とまちづくりを進めます。(都市計画課・事業計画課) ② 2 市民アンケートやワークショップ等により、地域の住民意向及び特性を把握し、地域特性を踏まえたまちづくりを地域住民と共に進めます。(都市計画課・住宅政策室)
学研都市	③学研高山地区第1工区との連携を図りつつ、第2工区において新たなまちづくりに向けた取組が進められている。	学研高山地区第2工区は、学研都市のほぼ中心に位置する好立地でありながら、依然として未整備となっているため、土地の荒廃が進み、第1工区やその他のクラスター ^{※3} との連携も図れていない現状です。 このような現状を踏まえ、奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする第1工区との連携やイノベーション創出の基盤となる施設立地の受け皿、新たな雇用の創出と産業拠点形成による持続可能な都市経営等を実現することが重要となります。そのためには、関係機関等との協力体制を構築し、市民の理解や地権者の合意形成のとれた実現可能な全体土地利用計画等を策定する必要があります。 また、リニア中央新幹線新駅誘致に向け、これまで進めてきた誘致PR活動の継続に加え、リニア中央新幹線に対する市民の知識と理解を深める機会の創出が必要となります。	③ 1 有識者、関係機関、地権者、市民等を交えた、学研高山地区第2工区の新たなまちづくり検討組織を立ち上げ、奈良先端科学技術大学院大学等との連携による超スマート社会をリードするまちを目指して、全体土地利用計画や段階的整備等について検討し、民間事業者が参画可能な計画を策定します。(学研推進室) ③ 2 学研高山地区第2工区の地権者組織による、地権者の意向集約・合意形成を図ります。(学研推進室) ③ 3 学研都市の建設推進に向けて、関西文化学術研究都市推進機構との連携強化を図ります。(学研推進室) ③ 4 リニア中央新幹線新駅誘致に向けた継続的なPR活動及びリニアに対する知識、理解を深める機会の創出を継続的に進めます。(都市計画課) ③ 5 奈良先端科学技術大学院大学等の学研都市関係機関との交流促進及びイベント・セミナー等の広報支援を進めます。(いこまの魅力創造課)
	■市民ができること		■事業者ができること
土地利用	① 法令等を遵守し、土地を有効に活用する。 ① 自然環境や地域全体の利益等にも配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。		① 法令等を遵守し、土地を有効に活用する。 ① 自然環境や地域全体の利益等にも配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
拠点形成・地域形成	② まちづくりへの積極的な参加により、意見を発信する。 ② 地域課題の解決や地域の活性化を自分事としてとらえ、主体的で継続性のある活動を行う。		② まちづくり構想等まちづくりの方針を踏まえ、事業を進める。
学研都市	③ 学研高山地区第2工区のまちづくりに対し、パブリックコメントやメール等を通じて意見を述べる。		③ 事業化に向けたパートナー企業としてまちづくりに参画する。

※1 オープンデータ:小分野 6-1-2 参照

※2 特定生産緑地制度:生産緑地法の改正により、指定から30年が経過する生産緑地地区について、引き続き固定資産税の減免等が受けられるように10年ごとに指定を更新できるように創設された制度。

※3 クラスター:けいはんな学研都市の特徴の一つで、文化学術研究地区をクラスターと呼んでいる。もともとは「ブドウの房」という意味であり、けいはんな学研都市には、12の文化学術研究地区(クラスター)がブドウの房のように分散配置されている。高山地区も12のクラスターの一つ。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
幹線道路	① 幹線道路ネットワークの強化に向けて、関係機関とともに道路整備が進められている。	国・県が事業主体となる広域の幹線道路が十分整備されていないため、市道での交通渋滞が発生しており、道路ネットワークの充実が求められています。 幹線道路の早期整備が望まれています。用地取得等地元調整が難しい実情にあります。	① 1 幹線道路ネットワーク強化のため国道163号清滝生駒道路や国道168号等の広域幹線道路の整備を関係機関とともに推進します。(事業計画課) ① 2 阪奈道路辻町ICの整備について、関係機関と連携し、事業を推進します。(事業計画課) ① 3 国・県が実施する幹線道路整備に合わせ周辺市道を整備します。(土木課) ① 4 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路等のインフラを整備します。(事業計画課・土木課)
生活道路	② 歩行者・車両がともに安全・安心に通行することができる道路環境が確保されている。	高度経済成長期に整備されてきた様々なインフラが老朽化しており、安全対策が重要な課題となっています。 安全・安心な道路環境を確保していく中で、歩行者の安全確保をはかるための道路整備と、道路インフラの老朽化による維持管理コストの増大が懸念されます。	② 1 道路ストック(橋梁、法面、舗装)の定期点検を実施します。(管理課) ② 2 道路インフラの長寿命化を図るための補修工事を実施します。(管理課) ② 3 道路整備とともに交通安全対策を実施します。(土木課)
公共交通	③ 持続可能で誰もが円滑に移動でき機能的で利便性が高い公共交通の施策が進んでいる。	本市の公共交通は鉄道ほかバス路線網が発達し、通勤・通学等の移動手段に大きな役割を果たしています。しかし、今後、生産年齢人口の減少により公共交通ネットワークが縮小し、サービス水準が低下することが懸念されている一方、高齢化により公共交通への依存度が高まることが予想されることから、市の財政負担を最大限効率化し、公共交通を必要とする人への交通手段の確保、公共交通を維持するための利用促進等持続可能な公共交通のあり方を検討することが必要です。また、公共交通が都市機能の配置や土地利用等を誘導する機能を果たすためにも都市構造の将来ビジョンと整合を図り公共交通ネットワークを形成することが必要です。	③ 1 生駒市地域公共交通活性化協議会を運営し、今後の公共交通のあり方について検討します。(防災安全課) ③ 2 コミュニティバスを運行します。(防災安全課) ③ 3 公共交通機関の利用促進に向けた周知・啓発を行います。(防災安全課・環境モデル都市推進課・商工観光課) ③ 4 公共交通機関の充実、維持について関係機関に要請します。(防災安全課) ③ 5 鉄道駅のバリアフリー化を実施します。(事業計画課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
幹線道路	① 総論賛成各論反対とならないように、権利者・関係者等と協議を実施する。	① ワークショップや地元説明会を開催し、関係者の理解を求め、事業を推進する。
生活道路	② 軽易な異常の早期発見のために、システムによる通報を行うとともに、雨水枡の詰まりや草刈等軽易なものについて、地域で解決できるような体制づくりを行う。	② 安価で効果的なインフラの長寿命化策を提案する。
公共交通	③ 交通問題を自らの問題として主体的に考え、マイカーの利用前提を見直し、公共交通は常にあるに当たり、マイカーを利用できなくなった場合の移動手段について考え、普段から公共交通を積極的に利用する。	③ 交通事業者は顧客満足度の向上に向けた経営を進めるとともに、交通結節点における他の交通手段の情報提供など利用者の利便性向上に繋がる取組を進める。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
上水道	① 健全で効率的な事業経営を維持し、安全安心な水道水を安定して供給している。	<p>本市の水道事業は、給水を開始して以来、大規模宅地開発による人口増加等に対応するため、5次に及び拡張事業を実施してきました。</p> <p>しかしながら、人口の減少や節水機器の普及という社会構造の変化から給水収益が減少傾向にあり、さらには施設の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれています。そのため、既存の施設の延命化を図るとともに、県域水道一体化構想の検討を行いつつ、施設の統廃合や広域化を含めた効率的かつ計画的な施設整備を進めていく必要があります。</p> <p>また、水道事業は市民生活を支える重要なライフラインであるため、巨大地震等の大規模災害に備え、拠点施設や管路の耐震化等の取組を進めていくことが求められています。</p>	<p>① 1 健全で効率的な事業運営を維持し、安全安心な水道水の安定供給を続けていくため、将来の経営方針や事業計画を示します。(上下水道部総務課)</p> <p>① 2 水の有効利用のため、管路漏水調査や緊急修繕体制の整備を図ります。(工務課)</p> <p>① 3 県域水道一体化構想の取組について協議します。(上下水道部総務課・工務課・浄水場)</p> <p>① 4 給水装置^{※1}、貯水槽水道^{※2}や専用水道^{※3}の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)</p> <p>① 5 拠点施設や老朽管の更新をはじめ、施設、管路の耐震化を進めることで、災害に強い水道を構築します。(工務課・浄水場)</p> <p>① 6 再生可能エネルギーの活用を行います。(浄水場)</p>
下水道	② 下水道や合併処理浄化槽 ^{※4} の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。	<p>本市においては、下水道の普及率が平成29(2017)年度末現在で69.8%と、全国的にも高い水準にあるとはいえない状況にあります。特に竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうち最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。</p> <p>そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭等に対しては定期点検や清掃等の適正な維持管理についての啓発活動を行っています。</p> <p>また、健全な事業運営を行うため、財政状況を明確化し、事業の計画性や透明性が確保された持続可能な事業運営が求められています。</p>	<p>② 1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道課)</p> <p>② 2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理について啓発します。(下水道課)</p> <p>② 3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠等の下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道課)</p> <p>② 4 地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行することで、財政状況を明確化し、事業の計画性や透明性が確保された持続可能な事業運営を実現します。(下水道課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
上水道	<p>① 節水と水道水の有効利用を行う。</p> <p>① 給水装置等の適正な管理を行う。</p>	<p>① 水道管の布設工事の効率化とコスト削減のため、ガス管工事や舗装工事等の路線や時期が重なる場合は、可能な限り水道事業者と調整し共同施工を行う。</p> <p>① 節水と水道水の有効利用を行う。</p> <p>① 給水装置等の適正な管理を行う。</p>
下水道	<p>② 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続するとともに、宅地内の排水桝等の排水設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>② 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行う。</p>	<p>② 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続するとともに、事業所内の排水桝等の排水設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>② 単独処理浄化槽や汲み取りの事業所では、早期に合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行う。</p>

※1 給水装置:道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等。
 ※2 貯水槽水道:ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備。
 ※3 専用水道:飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等。
 ※4 合併処理浄化槽:台所やお風呂、洗濯等の生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
5R ※1	①ごみの総排出量が低減し、リサイクル率が向上している。	本市では、循環型社会の形成の推進により、5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）の意識が市民や事業者に浸透し、燃えるごみの減量とともに、ごみの資源化が一層進んでいます。 燃えるごみの減量化をさらに推進するため、市民及び事業所から排出されるごみ全体の排出量の低減と分別の徹底を進める必要があり、特に、燃えるごみの約4割を占める生ごみ（食品残渣）の減量を図る必要があります。 また、廃棄物処理施設については、適正管理を実施しつつ、施設の見直しを行い、廃棄物エネルギーの活用を図る必要があります。	① 市民・事業者・行政の活動を通して、5Rの推進と燃えるごみの減量を繰り返し啓発します。（環境保全課） ② 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。（環境保全課） ③ 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクル等についての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。（環境保全課） ④ 事業者が積極的にを行うごみ減量・発生抑制の取組（事業等）を支援します。（環境保全課） ⑤ 市民・事業者・行政の活動を通して「プリンター・de キーボード」のモニターを増やしキーボードの普及啓発を進めます。（環境保全課） ⑥ フードドライブ※2を浸透させ、賞味期限の到来による食品廃棄を減量します。（環境モデル都市推進課・環境保全課） ⑦ 食品ロス※3低減のため啓発活動等を行います。（環境モデル都市推進課・環境保全課） ⑧ 環境フェスティバル等のイベントやどこでも講座等を通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。（環境保全課） ⑨ 市民等が行う燃えるごみ減量のための取組を支援します。（環境保全課） ⑩ 清掃センターの延命化とともに廃棄物エネルギーの活用を図ります。（環境保全課）
再エネ ※4	②再生可能エネルギーの普及が進んでいる。	市民共同発電所の設立など市民との協働で公共施設や家庭への太陽光発電導入を積極的に推進し、地域での太陽光発電等の普及を着実に進めるとともに、事業者や市民団体との共同出資による地域新電力会社「いこま市民パワー株式会社」を設立しました。 今後は、固定価格買取制度※5等の環境変化を踏まえ、太陽光発電のさらなる普及のための方策や、太陽光以外の未利用エネルギーの活用を検討する必要があります。	② 1 太陽光発電など再エネの導入促進を図ります。（環境モデル都市推進課・各施設管理課） ② 2 いこま市民パワー株式会社を核としたエネルギーの地産地消の仕組みをつくります。（環境モデル都市推進課） ② 3 廃棄物エネルギー等、未利用エネルギーの有効活用を進めます。（環境モデル都市推進課・環境保全課）
省エネ	③省エネルギー型の暮らしが定着している。	地域での温室効果ガス排出量の部門別割合は、民生部門（66.3%）、運輸部門（20.3%）の順に高くなっています。 割合の高い民生部門での排出量削減を目指し、住宅用省エネ設備への補助や、省エネ意識の向上を図る様々な啓発イベントを実施していますが、環境に配慮した行動や取組への参画者を広げることが課題となっています。また、運輸部門についても、公共交通機関の利用促進を図るための施策展開が必要です。	③ 1 住宅等の省エネ化を進めます。（環境モデル都市推進課・建築課） ③ 2 環境に配慮した省エネルギー型の暮らしや活動を推進します。（環境モデル都市推進課） ③ 3 環境にやさしい交通への転換を目指します。（環境モデル都市推進課） ③ 4 小・中学校や幼稚園での出前講座や環境教育の取組を通じて、環境行動を促進します。（環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・こども課） ③ 5 市の業務全般によって生じる環境負荷を低減します。（環境モデル都市推進課）

	■市民ができること	■事業者ができること
5R	① 5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。 ① 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。	① 5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）を意識し、ごみの減量と資源化を実践する。 ① 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。
再エネ	② 再生可能エネルギー設備を家庭へ導入する。 ② 地域でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用する。	② 再生可能エネルギー設備を事業所へ導入する。 ② 地域でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用する。
省エネ	③ 住宅の省エネ化を図る。 ③ 公共交通機関を利用する。 ③ 次世代自動車を導入する。	③ 事業所の省エネ化を図る。 ③ 次世代自動車を導入する。

※1 5R: Reduce(リデュース⇒ごみを減らす)、Refuse(リフューズ⇒不要なものは断る)、Reuse(リユース⇒繰り返し使う)、Repair(リペア⇒修理して使う)、Recycle(リサイクル⇒再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。
 ※2 フードドライブ: 家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクを通じて、それを必要としている福祉施設や団体へ寄付をする活動。
 ※3 食品ロス: まだ食べられる食品がごみとなって排出されること。
 ※4 再エネ: 再生可能エネルギーの略。石油、石炭等の化石エネルギーとは違い、太陽光、水力、風力等自然界から半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。
 ※5 固定価格買取制度: 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度(FIT: Feed-in Tariff)。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域美化・環境衛生	①環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている。	<p>生駒市まちをきれいにする条例に基づく環境美化推進員とともに駅前クリーンアップ作戦等ポイ捨て禁止の啓発活動を行っています。また、安全で快適な生活環境の確保を目的に、生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例を施行しました。ペット等のふん公害対策についても、飼い方のルールやマナー等について啓発・情報提供を行ってきました。</p> <p>引き続き、たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て等のマナー違反をなくすとともに、地域での美化活動を充実するなど、まちをきれいにする意識のさらなる向上や、市内全域の公共の場所での歩きたばこが禁止であることを継続的に周知することが求められています。</p> <p>また、飼い主のいない猫によるトラブルが増えていることに対する対応や繁殖制限の必要性の啓発、不法投棄をなくすための効果的な啓発が求められています。</p> <p>市営火葬場については、今後も適正に運営、維持管理することが求められています。</p>	<p>① 1 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と空き地の適正管理等快適な生活環境の確保を図ります。(環境保全課)</p> <p>① 2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境保全課)</p> <p>① 3 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動等の定着を図ります。(環境保全課)</p> <p>① 4 飼い主のいない猫により生活環境が著しく損なわれている地域が、飼い主のいない猫を減らすために取り組む活動(地域ねこ活動等)を支援します。(環境保全課)</p> <p>① 5 不法投棄禁止の啓発や不法投棄防止パトロールの実施等により、生活環境を保全します。(環境保全課)</p> <p>① 6 高齢化率の上昇に伴う需要増に対応した市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境保全課)</p>
都市生活型公害※1対策	②継続的な公害対策が推進されている。	<p>本市では、継続的に大気質等の環境監視を行っており、大気質等の測定結果は概ね環境基準を達成しています。</p> <p>一方で、都市生活型公害である生活騒音・振動、屋外焼却による悪臭やばい煙など生活に密着したトラブルが発生しているため、それらに対応することが必要です。</p>	<p>② 1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等を調査します。(環境保全課)</p> <p>② 2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。(環境保全課)</p> <p>② 3 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。(環境保全課)</p> <p>② 4 都市生活型を含む公害の未然防止のため、指導等監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。(環境保全課)</p> <p>② 5 国・県等の関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。(環境保全課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
地域美化・環境衛生	① 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。	① 生駒市まちをきれいにする条例及び生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例に定められた責務を認識する。
都市生活型公害対策	② 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。	② 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。 ② 有害化学物質の適正管理を徹底する。

※1 都市生活型公害:都市特有の公害現象で、自動車の排ガスによる大気汚染、自動車その他の交通機関、建設工事、近隣等から発生する騒音、生活排水等による河川の汚濁等都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
緑の保全	① 市民、NPO*1、事業者が協働して、緑の保全に取り組んでいる。	本市の山並みの緑については、法的な規制による緑の量的な保全だけでなく、生物の多様性等、質的な面からも環境の保全、活用を図る必要があります。また、住宅地開発等により市街化区域内の緑が減少しつつある中で、保護樹木等の指定、樹林地バンクの創設、市民の森事業を実施してきましたが、今後、さらに樹木の保全、活用の施策を検討する必要があります。 里山については、県の補助金を活用して、NPOと協働して計画的に保全活動を行っています。今後は森林環境譲与税の活用を視野に入れ、里山の保全を図る必要があります。 また、これまで、市民やボランティア、行政との協働による緑の保全活動を進めてきましたが、今後は、より一層、市民主体による取組の推進が必要です。 さらに、都市緑地法の改正による、都市農地の緑地への位置づけや、生駒市緑の基本計画の見直しにより、都市農地を含む緑地の保全等を検討する必要があります。	① 1 景観法の規定に基づく景観行政団体として、市民や事業者等と共に、緑豊かな自然環境と調和する景観を保全・創出します。(みどり公園課) ① 2 環境教育を目的としたイベント等を行う市民・団体を支援します。(みどり公園課) ① 3 樹林地等の活用と保全に向けた取組を市民団体等と協働で進めます。(みどり公園課) ① 4 里山の維持、保全、整備及び活用のため、里山整備活動を行う市民団体等を支援します。(みどり公園課) ① 5 緑化活動を行う市民やボランティアの活動を支援します。(みどり公園課・花のまちづくりセンター・農林課) ① 6 荒廃した竹林を整備するとともに、良質な竹・タケノコが育つ環境を整えます。(農林課) ① 7 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース等をPRします。(みどり公園課・商工観光課)
緑の創造	② 市民、NPO、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて、取り組んでいる。	生駒市緑の基本計画に基づき、「花と緑と自然の先端都市」を目標に、みどりの基金を活用した緑化推進事業や花と緑のボランティアの育成に取り組むとともに、花のまちづくりセンターふるーらむを拠点とした、寄せ植え等のグループへの活動支援や花に関する教室の開催に加え、助成事業に取り組んできたことで、市民や団体によるまちなかの緑化が進んでいます。 今後は、市民、NPO、事業者との協創により、より一層まちなかの緑化を進めるため、ボランティアのさらなる育成、緑化参加への機会づくり、助成制度等について、検討する必要があります。	② 1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組むよう促します。(みどり公園課・花のまちづくりセンター) ② 2 助成制度の活用や花と緑の景観まちづくりコンテストの参加を促し、まちなかの花と緑の創出を図ります。(みどり公園課・花のまちづくりセンター) ② 3 財源確保のため、生駒市みどりの基金をPRし、寄附金を募ります。(みどり公園課) ② 4 地域住民と行政が共に花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けます。(みどり公園課)
公園整備	③ 地域のニーズにあった公園の再整備や利用促進が図られ、公園施設の維持管理など、地域住民が支える公園づくりが進んでいる。	これまで、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備に取り組む、市内の都市公園等は366箇所、総面積156haとなり、適正配置等の課題はあるものの、量的には充足してきました。 一方、維持管理や遊具等の施設の老朽化への対応が課題となっています。本市では、公園に愛着を持って利用していただくため、地元の公園等を自治会で維持管理することを推進してきました。また、遊具等については日常点検に加えて、少しでも長く安全に利用していただくため計画的な整備を進めてきました。 これからは、社会の成熟化、市民の価値観の多様化等を背景とし、都市のため、地域のため、市民のために、緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出す取組が必要と考えています。今後は、公園が地域のコミュニティ形成の場となり、公園をうまく活用する仕組みづくり等をさらに進める必要があります。	③ 1 市内公園を安心して利用できるよう公園施設のバリアフリー化を図ります。(みどり公園課) ③ 2 地域のニーズにあった公園の再整備・活性化・利用の促進を市民との協働で実施します。(みどり公園課) ③ 3 日常点検に加え、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等を適正に管理します。(みどり公園課) ③ 4 指定管理者（企業と社会福祉法人）と連携して、生駒山麓公園の活性化を図ります。(みどり公園課・障がい福祉課)
	■ 市民ができること		■ 事業者ができること
緑の保全	① 自宅や公園等の花壇の手入れ、市民の森での活動とともに、遊歩道やハイキング道を利用し、緑豊かな自然環境の保全に関心を持つ。		① 都市緑地法の主旨に則り、農地を含む緑地の保全に配慮する。 ① 開発時には景観の保全に配慮する。
緑の創造	② 助成制度の活用、コンテストへの参加等によって、地域や自宅の庭先等に植栽するなど、まちなかの緑を増やすための活動を積極的に行う。		② 開発時における緑化基準を適切に運用し、新たな緑地を創造する。
公園整備	③ 公園をコミュニティの場として活用し、自らが主体となって、公園の再整備や維持管理に携わる。		③ 市民とともに、公園の再整備や維持管理に携わる。

*1 NPO: 小分野 3-2-1 参照

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
都市ブランド形成	① 主体的に地域に参画し、地域を語る人が増え、生活を豊かにするモノ・コトが生まれる機運が醸成されることで、生駒らしい魅力が形成され、都市ブランド化が進んでいる。	<p>人口減少・少子高齢化が進む中において、地域活力をいかに維持していくかは本市にとって大きな課題となっています。</p> <p>地域活力を維持するため、これまでのように宅地開発や交通アクセス・自然環境・行政サービスの充実をPRする転入促進策により人口減少を抑制するだけでは不十分です。今後はシビックプライド※1を高めながら、地域に参画したり、地域を推奨したりする市民一人ひとりの熱意や意欲を高めていくことが重要となります。</p> <p>これまで、事業ターゲットを未認知層・認知層・興味関心層・比較検討層・転入/定住者層・当事者/ファンの6層に分類し、戦略的な取組を進めた結果、新たな魅力づくりや既存事業では見られなかった市民層の参画を誘起しており、担い手の掘り起しや魅力づくりにも寄与してきました。</p> <p>今後も、庁内各課をはじめ市民や企業、団体、学校などの関係者ととも、地域に想いを寄せる人たちの意志や活動を他都市と差別化できる生駒らしい魅力として編集・発信し、「深い共感」「主体としての参画」「内外への推奨」へとつなげ、都市イメージを戦略的に発展させながら、「生駒に住みたい」「生駒にいつまでも住み続けたい」と選ばれるブランド力のあるまちになることが必要です。</p>	<p>① 1 地域課題の解決や、地域の魅力を創造する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 2 地域で自分の夢や目標を実現しようとする人や、新しい暮らし方をしている人を可視化し、人がつながり、交流を生むサポートをします。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 3 基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、生駒らしい魅力を形成し、差別化につながる戦略的な事業の支援や関係部門との連携を支援します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 4 生駒らしいライフスタイルを市内外に発信・体感する場をつくることで、共感と推奨を広げ、都市イメージを形成します。(いこまの魅力創造課)</p>
公民連携	② 民間企業等のノウハウやアイデアを活用した公共サービスが提供されやすい仕組みが整っている。	<p>今後ますます多様化する公共サービスへのニーズに対応するには、民間企業等との協働による、より質の高い公共サービスの創出を目的とした公民連携を積極的に活用し、多様な主体の参画を図ることが重要となってきます。</p> <p>そこで、公民連携（PPP※2）活用のための基本方針や判断基準を統一し、これを庁内で効率的に推進するための枠組みをつくり、都市活力の創造につなげることが必要です。</p>	<p>② 1 公民連携窓口を設置するとともに、公民連携に向けた運用ルールを整備します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>② 2 公民連携の庁内外への周知や連携促進に取り組みます。(いこまの魅力創造課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
都市ブランド形成	① 地域に愛着・誇りを持ち、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。	① 事業経験、情報発信力、先進的なアイデアを活用し、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。
公民連携	② 新しい公共をつくる一翼を担う認識のもと、ニーズやアイデアを事業者や行政に伝える。	② 自らが持つ事業経験や経営ノウハウを活用し、地域課題の解決や、公共サービスの価値を高める事業アイデアで行政と連携する。

※1 シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていくようとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

※2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
企業立地	① 学研生駒テクノエリア等において、自然環境と調和した良好な工業団地の形成が行われている中、製造業を中心とした企業立地が進んでいる。	本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、市外へ働きに出る人が多く、類似団体と比較しても事業所数や従業員数が低い水準にあります。 そのため、平成22(2010)年から企業立地補助金制度を創設し、他市からの企業の立地や市内企業の増設を支援しています。 多数の企業が集積する学研生駒テクノエリアは、道路の整備状況が十分ではありませんが、現在、エリア内を横断する国道163号バイパス線等基盤整備が進められています。 また、学研高山地区第1工区は、規制緩和で企業が進出しやすくなる環境を整備しています。 今後、新しい企業が立地を望むような魅力的な環境とするため、継続的な支援に取り組む必要があります。	① 1 補助制度等立地企業への支援の推進及び恵まれた立地条件であることをPRしながら関係機関と連携し、企業や研究施設の誘致に取り組みます。(商工観光課) ① 2 国や県とも連携しつつ、学研生駒テクノエリアを中心に、企業立地に必要な道路等のインフラを整備します。(事業計画課・土木課) ① 3 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した工業適地の確保に取り組むとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。(商工観光課・都市計画課) ① 4 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(商工観光課)
商工業	② 中小企業の安定的な経済活動及び多様な働き方(起業、サテライトオフィス※1の利用、企業への就職等)が進んでいる。	本市の商業は、生駒駅周辺を一大拠点として、また、工業集積地は住工が混在せず操業しやすい環境が形成されています。 商工業の振興は、関係機関と連携し、実施していますが、国・県等の支援機関に関する情報の提供や支援メニューのPR等、市内企業の経営やイノベーションを支える情報発信の仕組みがまだまだ十分ではありません。 今後、市内企業の安定的な経済活動を支援するため、新たな販路の拡大の支援、経営の安定化の支援、創業者支援セミナーの開催、就業意欲のある人への支援、働き方改革の一つであるサテライトオフィスの推進、多様な人材の雇用確保等に取り組む必要があります。	② 1 市内企業の新たな販路の拡大や事業の拡大を支援する取組を行います。(商工観光課) ② 2 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所等関係機関と連携し、商工業活性化のための協議の機会を設け、中小企業の経営の安定化を支援する取組を行います。(商工観光課) ② 3 地域活性化を図るため起業支援を行います。(商工観光課) ② 4 子育て中の女性や高齢者等多様な人材への就業支援を行います。(商工観光課) ② 5 多様な働き方の啓発やテレワーク&インキュベーションセンターの利用促進を行います。(商工観光課) ② 6 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備及び情報の提供・周知を行います。(商工観光課)
観光	③ PR強化や、ハード面の整備により、市民中心であった本市の観光について市外での認知度が向上し、観光客数が増えている。	関連団体と連携し、誘客のためにイベントの主催やハイキング企画の実施等を行っていますが、市外に向けてのPRが十分ではなく、現状では市民の参加が中心です。 訪日外国人客が急増する中、本市においても近畿圏を訪れる観光客の取り込みを見据えた対策を検討しています。 しかしながら、生駒駅周辺では統一的なサインが不足しており、初めて訪れる外国人や市外からの観光客を円滑に案内・誘導できるよう、受入れ体制を整えていく必要があります。さらに、市民や事業者等が行う観光振興に関する取組に対して、積極的な支援とその周知について強化していく必要があります。	③ 1 市外に向けた、祭りやスポーツ等観光関連情報の発信を強化します。(商工観光課) ③ 2 市外客取り込みのための企画開発やツール作成を行います。(商工観光課) ③ 3 ハイキング道や生駒駅周辺等の多言語化を含むサインや、高山竹林園等の施設を段階的に整備します。(商工観光課) ③ 4 外国人観光客の受け入れに積極的な観光関連事業者のハード、ソフト両面による体制整備のための支援をします。(商工観光課) ③ 5 生駒市観光協会の活動や地場産業のPR等を支援します。(商工観光課) ③ 6 市民が行う地域や観光資源活性化に関する活動を支援します。(商工観光課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
企業立地	① 就職先の選択肢に市内立地企業も含める。 ① 企業立地に対して理解を深める。	① 環境に配慮した事業活動を推進する。 ① 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。 ① 就労機会の提供を積極的に行う。
商工業	② できる限り市内で商品を購入するようにする。 ② 地場産業に関連したイベントに参加する。	② 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。 ② 安定的な経営を行うための企業努力を図る。 ② 後継者の育成を図る。
観光	③ 観光地やまちを美しく保つ。 ③ SNSを利用するなど生駒の魅力や観光情報を伝える。	③ 営業日の明確化や夜間営業等の受入れ体制を整備する。 ③ カード決済、ネット予約対応等ハード面を整備する。 ③ 観光特産品を開発する。

※1 サテライトオフィス: 地方や郊外など本社と離れた場所にある小規模事務所、情報通信ネットワークで結ばれ本社機能の一部を担う。

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
農地保全	① 既存農業者や新規就農者等を支援することにより、農地が適正に保全されている。	<p>本市の農業は、農業振興地域^{*1}がなく、大都市の近郊であることから宅地開発が進み、住宅や駐車場等への転用により農地が減少しています。</p> <p>また、担い手の高齢化や後継者不足、有害鳥獣の急激な増加に伴う農作物被害等により、耕作意欲が低下することも遊休農地の増加の要因となっています。</p> <p>そのため、大都市近郊農業が有する多面的機能を十分に発揮できるように、農地を保全すべく農業振興の様々な取組を行っています。</p> <p>新規就農者の支援に取り組んできた結果、地形的・規模的に不利な農地条件であるにもかかわらず、新規就農者の確保が進み、安定した農業経営をされている方も現れてきました。</p> <p>今後も、兼業・専業にとられない新規就農者を含めた農業者や企業等の新規参入が必要です。また、有害鳥獣の被害については、年によって程度の差はあるものの依然として多い状況であるため、引き続き農業者等に対する支援を行うとともに、集落（農業者・自治会）と行政の協創による対策が必要です。</p>	<p>① 1 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援します。（農林課）</p> <p>① 2 新規就農者や担い手を支援するため、農地の幹旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援を行います。（農林課・農業委員会事務局）</p> <p>① 3 有害鳥獣被害対策として、防護柵や捕獲檻の設置、狩猟免許取得時に要する費用を支援します。（農林課）</p> <p>① 4 獣害や遊休農地の増加等、地域農業の課題を解決するため、地域の農業者等の話し合いの場をもちます。（農林課・農業委員会事務局）</p> <p>① 5 農業と福祉の連携に取り組み、地域農業の活性化と障がい者の就労を支援します。（農林課・障がい福祉課）</p> <p>① 6 農地の保全・農業の振興のため、農業振興地域の編入も視野に入れ、農業者や関係機関等と協議を進めます。（農林課）</p>
農地活用	② 都市住民等による遊休農地の有効活用が進められている。	<p>市が遊休農地を無償で借り上げ、非農業者に無償で貸し出す遊休農地活用事業に取り組んだ結果、都市住民による遊休農地の活用が進んでいます。</p> <p>今後も引き続き、遊休農地活用事業をより積極的にPRを行い、多くの都市住民が事業参画する必要があります。</p>	<p>② 1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を活かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。（農林課）</p> <p>② 2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等を支援します。（農林課）</p> <p>② 3 後継者不足が進む時代の中で、まちなかの地域住民による農地活用を推進するため、人材育成に取り組めます。（農林課）</p>
地産地消	③ 市民等が農と親しむことで、地産地消が進んでいる。	<p>地産地消については、学校給食への出荷や農業祭、農業体験等を実施していますが、地元飲食店や市民等に販売先等の情報があまり浸透していないのが現実です。</p> <p>地元飲食店や市民等が地場野菜等を購入しやすくなるには、地場野菜等が魅力的であるとともに、購入場所等の情報の発信が重要となります。</p>	<p>③ 1 学校給食用食材の生産拡大、地域農産物の加工品化（6次産業化）等の取組を支援します。（農林課・学校給食センター・商工観光課）</p> <p>③ 2 事業者が地場野菜等を販売する取組について、情報発信等により支援します。（農林課・商工観光課）</p> <p>③ 3 地場野菜等の使用について、地元飲食店等の消費ニーズ把握に取り組めます。（農林課・商工観光課）</p> <p>③ 4 農と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。（農林課）</p> <p>③ 5 市独自の特産品づくりの取組を支援します。（農林課）</p>

	■市民ができること	■事業者ができること
農地保全	① 新規就農をする。	① 新規就農者が地域に入り込みやすいよう、農家区長をはじめ近隣の農業者が橋渡しや営農指導等の支援をする。
農地活用	② 農地活用について関心をもち、積極的に遊休農地を利用する。	② 遊休農地利用者が地域に入り込みやすいよう、農家区長をはじめ近隣の農業者が橋渡しや営農指導等の支援をする。
地産地消	③ 地産地消について関心をもち、地場野菜等を購入する。	③ 地産地消について関心をもち、地場野菜等を使用・販売する。 ③ 行政が実施する取組に協力する。

*1 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
行政マネジメント	① 総合計画と財政、組織が連動し、経営資源が最適かつ効果的に配分される仕組みが確立されている。	市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化により、解決に長期間を要するなど課題解決のハードルが高まる一方で、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化に伴う、税収減や社会保障費の増加により、厳しい財政状況が続くと見込まれます。 このような状況のもと、予算や人員、組織等限りある経営資源を連動させ、これまで以上に最適に配分するとともに、有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。 また、ICTの普及など高度情報化社会の進展により、個人のライフスタイルや価値観の多様化など個人の行動変容が進んでおり、そういった変化に即した施策への転換が求められています。 さらに、個人の行動変容による生活構造の変化だけでなく、概ね20年先を展望したとき、社会構造や都市構造において生じる変化にも対応するため、行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策展開を図ることが求められており、長期的な視野で、戦略的に取り組んでいく必要があります。	① 1 中長期的な行政課題に対応するための体制づくりとマネジメントに取り組みます。(秘書企画課) ① 2 総合計画の進行管理を適切に実施するとともに、施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源を最適かつ効果的に配分します。(秘書企画課) ① 3 分野別計画の進行管理の定着を図り、各課における主体的なPDCAサイクルマネジメント ^{※1} の運用を進めます。(秘書企画課) ① 4 生駒市行政改革大綱を新たに策定し、限られた資源で効果的・効率的な行政経営を図ることができるようマネジメントを行い、業務の見直し、部局をまたいだ事業の統廃合や、人材育成の推進等の行政改革を推進します。(財政経営課) ① 5 行政改革と予算査定を連動することにより、経常経費を見直し、費用対効果の低い事業の縮小や再構築を行います。(財政経営課)
公共施設	② 人口減少に伴う市民ニーズの変化に合わせて、公共施設等の適正配置に向けた取組が進んでいる。	高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅及び商業施設、また公共施設や道路・上下水道等のインフラ施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。市有施設の老朽化対策経費の増大や重大な事故等のリスクも高まることが予想され、人口減少・少子高齢化を迎える中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。	② 1 今後進行する人口減少や人口構造の変化を見据え、将来の市全体の施設の利用状況等をもとに、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修の時期等を決定します。(財政経営課) ② 2 各施設の状況を把握して施設を有効活用します。(財政経営課・各施設管理課) ② 3 今後も活用していく公共施設等について、長寿命化を進めます。(営繕課・各施設管理課) ② 4 既存のインフラ施設を、継続的に保全・更新していきます。(各施設管理課) ② 5 民間企業等の持つノウハウを導入することで、公共施設等の整備・管理の財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。(財政経営課)
EBPM ^{※2}	③ 証拠に基づく政策づくりが進んでいる。	社会経済構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、信頼されるまちづくりを展開するため、これまでの経験に頼るだけでなく、統計をはじめ客観的なデータ等を積極的に利用して、政策目的を明確化し、証拠に基づく政策立案(EBPM)が求められています。	③ 1 客観的なデータ等を積極的に利用して、施策、事業の政策目的を明確にし、証拠に基づく施策や事業立案を進めます。(秘書企画課) ③ 2 市民や利用者のニーズを把握し、ニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(秘書企画課) ③ 3 法改正や技術開発、先駆的な自治体のチャレンジについての情報、データを収集・共有し、学習します。(秘書企画課) ③ 4 各行政サービスについて、効果検証のための各種データを取り、継続的なサービスの改善につなげます。(秘書企画課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
行政マネジメント	① 総合計画の内容を知り、総合計画の5年後のまちが実現できるよう市民ができることを実践する。	① 総合計画の内容を知り、総合計画の5年後のまちが実現できるよう事業者ができることを実践する。
公共施設	② 公共施設等の更新費用に係る将来負担について関心を持ち、ファシリティマネジメントについて理解を深める。	② PPPの募集に応募・提案する。
EBPM	③ 市が実施するアンケート調査等に協力し、意見を伝える。 ③ ランダム化比較試験(RCT) ^{※3} を用いたフィールド実験に協力する。	③ 市が実施するアンケート調査等に協力し、意見を伝える。 ③ ランダム化比較試験(RCT)を用いたフィールド実験に協力する。

※1 PDCA サイクルマネジメント:「計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

※2 EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。

※3 ランダム化比較試験(RCT): Randomized Controlled Trial。処置群(介入対象)と対照群(非介入対象)にランダムに振り分けて、効果を厳密に比較する手法。プログラムの効果の因果関係を、高い精度で明らかにできる。

小分野 6-1-2

情報提供・情報利活用

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
情報提供	①年齢、障がいの有無、言語を問わず市民が必要とする情報を様々な媒体から入手できている。	市が知らせたい情報を広報紙、チラシ、ホームページ、Twitter、Facebookなど様々な媒体で市民に発信することにより、市民は自分が知りたい情報を入手しやすくなりました。 しかし、市民生活に必要な情報を見落としたり、高齢者や外国人等は正確な情報を迅速に入手できていない可能性があります。 そのため、情報発信の基幹となる広報紙とホームページの充実を図り、市民が必要とする情報を年齢や障がいの有無、言語にかかわらず入手できる環境づくりが必要です。	①1 年齢や障がいの有無、言語、使用機器にかかわらず、市が発信する情報を簡単に検索・閲覧できるホームページを整備します。(広報広聴課) ①2 市民が親しみやすく、分かりやすい記事作りに加え、年齢や障がいの有無、言語に関わらず、正確に情報が伝わる広報紙を発行します。(広報広聴課) ①3 市民が必要とする情報を入手できるよう、情報媒体の多様化を進めます。(広報広聴課)
情報利活用	②公共データの公開が、多様な主体の参画を通じた地域課題の解決や、都市活力の向上につながっている。	多様化・複雑化する公共サービスへのニーズに対応するため、多様な主体の参画を促し、より質の高い公共サービスの創出につなげる必要があります。 平成28(2016)年度以降、専門人材を交えたオープンデータ ^{※1} の利活用に積極的に取り組んだ結果、県内初のオープンデータポータルサイトの開設、各課協力による関連イベントや職員研修の実施、市民や企業による新たな公共サービスの創出、先進自治体としてのメディア露出等、多くの実績を上げてきました。 今後は、生駒市オープンデータの推進に関する指針に基づき、特に、多様な主体の参画による地域課題の解決と都市活力の向上を図るため、各種取組を積極的に推進し、庁内及び地域でのデータ利活用を定着させる必要があります。	②1 オープンデータの取組に関する基本計画を策定すると共に、オープンデータの意義の周知と、キーパーソン育成を推進します。(いこまの魅力創造課) ②2 各課連携による「Open by Default ^{※2} 」の推進や積極的なデータ公開支援により、二次利用しやすいデータを創出します。(いこまの魅力創造課) ②3 多様な主体によるオープンデータの利活用を促進します。(いこまの魅力創造課) ②4 市民が必要としている情報を的確に把握し、国や県等のデータを横断的に発信・提供します。(総務課)
情報通信技術の活用	③情報通信技術を活用した行政サービスの利用や行政事務への導入が広がっている。	ICTの急速な進化は、私たちの生活においても幅広い場面で影響をもたらしており、ICT利活用のあり方も大きく変化してきました。行政でもマイナンバー制度の導入とともに、行政事務の効率化を目的としたICT利活用の取組が進んでいます。 また、マイナンバー制度が始まり個人情報保護に対する関心が高まっていることから、情報セキュリティ事案の動向を踏まえた柔軟なセキュリティ対策を実施できるよう職員意識の向上を図る必要があります。	③1 マイナンバーカードを普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。(市民課) ③2 行政事務の効率化を図るため、業務プロセスにおけるICT利活用を検討します。(財政経営課・総務課) ③3 情報セキュリティに対する職員意識の向上を図ります。(総務課)

	■市民ができること	■事業者ができること
情報提供	① 市が発信した情報を拡散する。	① 市の情報発信・拡散に協力する。
情報利活用	② 主体的にオープンデータを活用して地域課題の解決を図る。 ② 知りたい統計情報のニーズを市に伝える。	② 主体的にオープンデータを活用して、新たな公共サービスを創出する。 ② 事業関連データをオープンデータとして公開する。 ② 個人情報等の情報管理を徹底する。
情報通信技術の活用	③ マイナンバーカードを活用した各種サービスを利用する。	③ 先進的なICTに関する情報提供を行う。

※1 オープンデータ:国や地方公共団体が保有する公共データのうち、誰もが容易に利用(加工、編集、再配布等)できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決や経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上が期待できる。

※2 Open by Default:そもそも行政保有のデータは公共財であるとの考え方のもと、個人情報や安全保障にかかわる以外の情報は、全て公開することを原則とすること。また、これを踏まえて、あらかじめデータの著作権を明確にした契約や、データ出力機能を備えたシステムの導入等を推進すること。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
財政運営	<p>① 社会保障費の増加に対応し、安定的な歳入を確保することで、一定の投資的経費を賄える健全な財政運営が行われている。</p>	<p>経常収支比率は、人件費の削減や事務事業の見直し、指定管理者制度の導入等の行政改革の効果から平成 25(2013)年度は 85.8%まで改善しましたが、その後の人口増加の鈍化や少子高齢化の進行による社会保障費の増加等により、平成 28(2016)年度に再び 90%を超えました。</p> <p>また、歳入の約 4 割以上を占める市税収入はここ 4 年間は 170 億円前後を推移していますが、平成 29(2017)年度はふるさと納税による市外への寄附が増加したこと等により、減収となっています。</p> <p>一方、市債残高は繰上償還等を行ってきたことから順調に減少し、平成 29(2017)年度末は、普通会計ベースで平成 25(2013)年度と比べると 7 億円減の 185 億円となりました。</p> <p>現在、人口は横ばいから減少傾向にあり、今後、生産年齢人口の減少に伴い、歳入において市税収入の増加は見込めません。さらに、地方交付税も減少傾向にあることから、一般財源の増加が見込めない状況です。</p> <p>また、歳出において社会保障費は一般財源ベースで当面毎年度約 2.5 億円以上増える見込まれ、義務的経費が市の財政を圧迫する厳しい状況です。</p> <p>以上を踏まえ、活力あるまちづくりを進めるためには、歳入の確保に努めるとともに、経常経費のさらなる見直しを実施することで、一般財源の確保に努める必要があります。</p>	<p>① 1 行政改革の推進等により、経常経費の見直しを行い、費用対効果の小さい事業のスリム化や見直しを行います。(財政経営課)</p> <p>① 2 市債の借入においては、市場の借入利率を注視し、総利払い額と将来の公債費負担額の推移を見据えて、借入先や借入方法を決定します。(財政経営課)</p> <p>① 3 市債は、世代間の負担の公平性も考慮しつつ、将来世代への負担の増加につながらないよう厳選して借入します。(財政経営課)</p> <p>① 4 将来の公債費負担を想定した基金への積立を行うとともに、各年度間の投資的経費の偏りを基金を活用して調整します。(財政経営課)</p> <p>① 5 不正行為の防止、競争性の確保、適正な品質の確保を基本に、市内事業者の活性化にも配慮した適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)</p> <p>① 6 納付環境を整備することにより、納期内納付の推進とさらなる利便性の向上に努めるとともに、収税確保を図ります。(収税課)</p> <p>① 7 ふるさと納税をより積極的に活用し、寄附金の増加に努めます。(課税課)</p>
公会計	<p>② 地方公会計を活用し、長期的な視点で財政運営が行われている。</p>	<p>平成 28 (2016) 年度決算から国の示す統一的な基準による地方公会計を導入するにあたり、減価償却等を含めた市の資産を把握するための固定資産台帳を整備しました。この台帳を利用し、平成 28 (2016) 年度以降、資産・負債等のストック情報と行政サービスにかかるコストのフロー情報を合わせて把握するための財務書類を作成しています。</p> <p>今後、新元号元 (2019) 年度から運営が開始される生駒北学校給食センターの運営費用等が必要になるほか、公共施設の約半分が、建設から 30 年以上経過し、長寿命化のための保全・改修の費用が必要になると予想されるため、この財務書類の分析を進め、限られた予算を効率的に配分できるように、長期的な視点で財政運営に活かしていく必要があります。</p>	<p>② 1 国の示す統一的な基準による財務書類を毎年度作成し、今後の財政運営に活用します。(財政経営課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
財政運営	<p>① 限られた予算の使い道について考え、市の長期的な運営に関心を持つことで、将来の負担を減らす提案をする。</p> <p>① 市税等について納期限までに納税する。</p>	<p>① 市税等について納期限までに納税する。</p>
公会計	<p>② 公表された財務書類により、長期的な視点で財政運営について関心を持つ。</p>	<p>② 公表された財務書類により、長期的な視点で財政運営について関心を持つ。</p>

小分野 6-1-4

職員・行政組織

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
人事制度	① 少数精鋭で効率的・効果的な職員体制となっている。	定年退職者や育児休業等の長期休業者は増加することが予想され、今後進行する人口減少に伴う税収減を見据えると、継続的な職員体制の見直しが求められます。 そのため、人件費を抑えつつ、行政サービスの維持・向上を図ることができるように少数精鋭で効率的・効果的な職員体制づくりと、適材適所の人員配置が必要です。	① 1 業務の省力化・システム化を推進し、複雑・多様化する行政課題に対応できる職員体制を整えます。(人事課) ① 2 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの推進に向け、職員の時間外勤務の削減を図ります。(人事課) ① 3 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を効果的・効率的に運用することで、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。(人事課) ① 4 優秀な人材確保に向け、採用 PR や説明会の開催等、早期から積極的な採用活動を展開します。(人事課)
人材育成	② 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。	市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化にともなって、個々の職員が、地域課題を把握し、対応する能力を備えることが求められます。 そのため、職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に向けて、多様な研修機会を提供するとともに、自らの能力開発に積極的に取り組める環境整備が必要です。	② 1 生駒市人材育成基本方針に基づき、社会情勢をとらえたテーマ別研修のほか、地域に入って市民と協創し、課題解決することを具体的に想定した研修を実施します。(人事課) ② 2 職員の地域における課題解決能力・協創力の向上に資する自主参加型研修を実施します。(人事課) ② 3 自主研究グループを積極的に支援します。(人事課)
行政組織	③ 市のビジョンに即した、柔軟で連携のとれた機能的な組織となっている。	行政組織については、これまでも、社会情勢に合わせつつ少数精鋭で効果的な組織を目指し毎年度変更してきました。また、分野横断的な課題を解消するためのプロジェクトチームも毎年度設置し、特に平成 27(2015)年度からは若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて政策提案を行うなど、一定の成果を上げてきました。 今後、さらに市民ニーズが多様化し、行政課題が複雑化する中で、経営資源をこれまで以上に効果的に配分するため、総合計画と予算、人事等が連動した組織を構築することが求められています。 さらに、分野横断的な課題を早期に解消するためのプロジェクトチームの設置を促進し、より機能的なものとすることや、全庁的な施策に対する意思決定スピードを向上させるためのトップマネジメント機能を強化することが必要です。	③ 1 総合計画の施策評価の結果をもとに、予算や人員、組織等の経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。(秘書企画課) ③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置等の調整機能を充実します。(秘書企画課) ③ 3 トップマネジメント機能を強化するため、理事者、部長級職員が市の基本的な方針や政策、分野横断的な行政課題等について定期的に協議し、迅速な意思決定や機動的な対応ができる体制を整えます。(秘書企画課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
人事制度	① 職員の応対等に対する要望を伝える。	① 職員の応対等に対する要望を伝える。
人材育成	② 行政と市民とが協創して地域の課題を解決することを想定して行う研修に参加・協力する。	② 行政と市民とが協創して地域の課題を解決することを想定して行う研修に参加・協力する。
行政組織	③ 社会情勢に合わせた組織の改編に関心を持つ。	③ 社会情勢に合わせた組織の改編に関心を持つ。